

昭和三十四年法務省令第二号

供託規則

供託規則を次のように定める。

供託物取扱規則（大正十一年司法省令第一号）の全部を次のように改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 供託手続（第十三条—第二十一条の七）
- 第三章 払渡手続（第二十二条—第三十二条）
- 第四章 供託金利息及び利札（第三十三条—第三十七条）
- 第五章 電子情報処理組織による供託等に関する特則（第三十八条—第四十六条）
- 第六章 雜則（第四十七条—第五十条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 金銭、有価証券及び振替国債（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。以下同じ。）の供託に関する手続は、別に定める場合のほか、この省令の定めるところによる。（供託関係帳簿）

第二条 供託所には、現金出納簿のほか、次の各号に掲げる帳簿を備える。

- 一 供託有価証券受払日計簿
- 二 供託振替国債受払日計簿
- 三 金銭供託元帳
- 四 有価証券供託元帳
- 五 振替国債供託元帳
- 六 讓渡通知書等つづり込帳

（供託有価証券受払日計簿等）

第三条 供託有価証券受払日計簿は第一号書式、供託振替国債受払日計簿は第一号の二書式によ

り、調製しなければならない。

2 供託官は、毎日、供託有価証券又は供託振替国債の受払いを供託有価証券受払日計簿又は供託

振替国債受払日計簿に記入しなければならない。

3 供託官は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第一百六十五号）の定めるところにより、現

金出納簿に供託金及び供託法（明治三十二年法律第十五号）第三条（社債、株式等の振替に関する法律第二百七十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による利息（以下「供託金利息」という。）の出納を記入しなければならない。

（金銭供託元帳等）

第四条 金銭供託元帳、有価証券供託元帳及び振替国債供託元帳は、その記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて会計年度ごとに調製しなければならない。

2 供託官は、金銭、有価証券又は振替国債の供託を受理したときは、それぞれ次に掲げる事項を記入する。（金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に記録しなければならない。

一 受理年月日

二 供託番号

三 供託の種類

四 供託者の氏名又は名称
五 受入年月日

- 六 供託金額（金銭供託元帳に限る。）
- 七 供託有価証券の名称、総額面及び枚数（有価証券供託元帳に限る。）
- 八 供託振替国債の銘柄及び金額（振替国債供託元帳に限る。）

供託官は、前項の供託に係る供託物の払渡しを認可したときは、それぞれ次に掲げる事項を金銭供託元帳、有価証券供託元帳又は振替国債供託元帳に記録しなければならない。

一 払渡年月日

二 還付又は取戻しの別

（譲渡通知書等つづり込帳）

譲渡通知書等つづり込帳に編てつしなければならない。

（譲渡通知書等つづり込帳には、第四号書式の目録を付さなければならない。）

（記載の文字）

第六条 供託書、供託物払渡請求書その他の供託に関する書面に記載する文字は、字画を明確にしなければならない。

2 金銭その他の物の数量を記載するには、アラビア数字を用いなければならない。ただし、縦書きをするときは、「一、二、三、四、五、六、七、八、九、十」の文字を用いなければならない。

記載した文字は、改変してはならない。

4 第一項の書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、二線を引いてその近接箇所に正書し、その字数を欄外に記載して押印し、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。ただし、供託官は、欄外記載及び押印に代えて、訂正、加入又は削除をした文字の前後に括弧を付し、これに押印することもできる。

5 供託官以外の者が、供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、第二十二条第二項ただし書若しくは第三十五条第二項ただし書の規定により押印することを要しない書面又は第二十六条第四項（第二十二条の三第三項、第二十二条の六第二項、第三十五条第四項、第四十二条第三項、第四十八条第三項又は第四十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により押印することを要しない書面につき文字の訂正、加入又は削除をするときは、前項本文の規定にかかるわらず、これらの書面に押印することを要しない。

6 供託書、供託通知書、代供託請求書、附属供託請求書、供託有価証券払渡請求書又は供託有価証券利札請求書に記載した供託金額、有価証券の枚数及び総額面又は請求利札の枚数については、訂正、加入又は削除をしてはならない。

（継続記載）

第七条 供託所に提出すべき書類について書式及び用紙の大きさが定められている場合において、一枚の用紙に記載事項の全部を記載することができないときは、当該用紙と同じ大きさの用紙を用いて適宜の書式により継続して記載することができる。

2 前項の場合には、各用紙に継続の旨を明らかにしなければならない。

（書類への措置）

第八条 供託所に提出すべき書類（供託書、供託通知書、代供託請求書及び附属供託請求書並びに添付書類を除く。）が二枚以上にわたるときは、作成者は、各用紙に総枚数及び当該用紙が何枚

枚であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

（資格証明書等の有効期間）

第九条 供託所に提出又は提示すべき登記事項証明書（商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第十条第一項（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する登記事項証明書をいう。以下第十四条第一項及び第四項、第二十四条第二項、第二十七条第一項並びに第三十九条の二において同じ。）その他の代表者若しくは管理人の資格を証する書面又は代理人の権限を証する書

面であつて官庁又は公署の作成に係るもの及び印鑑の証明書は、この規則に別段の定めがある場合を除き、その作成後三月以内のものに限る。

(添付書類の原本還付)

第九条の二 供託書、代供託請求書、附属供託請求書、供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類については、供託又は請求に際し、還付を請求することができる。ただし、第三十条第一項の証明書及び代理人の権限を証する書面（官庁又は公署の作成に係るものを除く。）については、この限りでない。

2 書類の還付を請求するには、供託書又は請求書に原本と相違がない旨を記載した当該書類の謄本をも添付しなければならない。

3 供託官は、書類を還付したときは、その謄本に原本還付の旨を記載して押印しなければならない。

4 委任による代理人によつて供託書、代供託請求書又は附属供託請求書に添付した書類の還付を請求する場合には、代理人の権限を証する書面を提示しなければならない。

5 委任による代理人によつて供託物保管替請求書、供託物払渡請求書、供託金利息請求書又は供託有価証券利札請求書に添付した書類の還付を請求する場合には、請求書に代理人の権限を証する書面を添付しなければならない。この場合には、第十五条の規定を準用する。

(保存期間)

第十条 供託官は、供託に関する書類（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体を含む。次条及び第十二条において同じ。）及び帳簿を、次の区分に従つて保存しなければならない。

一 第十三条の二第二号（第二十一条第六項において準用する場合を含む。）の副本ファイルの記録最終の払渡し又は第二十一条の四第一項の保管替えをした年度の翌年度から十年

二 支払委託書最終の払渡しをした年度の翌年度から十年

三 供託書及びその添付書類供託を受理した年度の翌年度から十年

四 代供託請求書副本及び代供託請求書の添付書類並びに附属供託請求書副本及び附属供託請求書の添付書類代供託又は附属供託の請求を受理した年度の翌年度から十年

五 供託物払渡請求書（第四十三条第二項又は第四十四条第二項に規定する申請書情報の内容を用紙に出力したもの）及びその添付書類、供託物保管替請求書及びその添付書類、第五条に掲げる書類払渡し又は振替をした年度の翌年度から十年

六 供託金利息請求書（第四十三条第二項に規定する申請書情報の内容を用紙に出力したものを含む。）及びその添付書類、供託有価証券利札請求書及びその添付書類払渡しをした年度の翌年度から五年

七 供託有価証券受払日計算簿、供託振替国債受払日計算簿、金銭供託元帳、有価証券供託元帳、振替国債供託元帳最終の記載をした年度の翌年度から十年

八 第二十二条の二第一項の書面当該書面の提出を受けた年度の翌年度から十年

九 第二十一条の二第四項の書面当該書面の作成をした年度の翌年度から十年

十 第十三条の三第一項に規定する電磁的記録媒体受理の日から一年

2 前項の書類又は帳簿は、保存期間の満了した後でも、保存を必要とする特別の事由があるときは、その事由のある間保存しなければならない。

第十二条 払渡しの完了しない供託、代供託又は附属供託に関する書類は、事変を避けるためにすれども、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

(未完結書類の持出禁止)

第十三条 払渡しの完了しない供託、代供託又は附属供託に関する書類は、事変を避けるためにすれども、法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

(供託手続)

第十三条 金銭又は有価証券の供託をしようとする者は、供託の種類に従い、第一号から第十一号までの様式による供託書を供託所に提出しなければならない。

2 前項の供託書には、次の事項を記載しなければならない。

一 供託者の氏名及び住所、供託者が法人であるときは又は法人でない社団若しくは財团であつて、代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときは、その名称、主たる事務所及び代表者又は管理人の氏名

二 代理人により供託する場合には、代理人の氏名及び住所、ただし、公務員がその職務上するときは、その官公職、氏名及び所属官公署の名称

三 供託金の額又は供託有価証券の名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）、回記号、番号、枚数並びに附属利賦札及びその最終の渡期

四 供託の原因たる事実

五 供託を義務付け又は許容した法令の条項

六 供託物の還付を請求し得べき者（以下「被供託者」という。）を特定することができるときは、その者の氏名及び住所、その者が法人又は法人でない社団若しくは財团であるときは、その名称及び主たる事務所

七 供託により質権又は抵当権が消滅するときは、その質権又は抵当権の表示

八 反対給付を受けることを要するときは、その反対給付の内容

九 供託物の還付又は取戻しについて官庁の承認、確認又は証明等を要するときは、当該官庁の名称及び事件の特定に必要な事項

十 裁判上の手続に関する供託については、当該裁判所の名称、件名及び事件番号

十一 供託所の表示

十二 供託申請年月日

十三 振替国債の供託をしようとする者は、供託の種類に従い、第五号から第九号まで、第十一号及び第十二号の様式による供託書を供託所に提出しなければならない。

4 第二項の規定は、前項の供託書について準用する。この場合において、第二項第三号中「供託金の額又は供託有価証券の名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）、回記号、番号、枚数並びに附属利賦札及びその最終の渡期」とあるのは、「供託振替国債の銘柄、金額、利息の支払期及び元本の償還期限」と読み替えるものとする。

5 供託書が二枚以上にわたるときは、作成者は、当該供託書の所定の欄に総枚数及び当該供託書が何枚目であるかを記載しなければならない。

(供託書正本の調製等)

第十三条の二 供託官は、供託書の提出があつたときは、次に掲げる措置を執らなければならぬ。

1 第五号から第十八号の五までの書式に準じて供託書正本を調製すること。

2 当該供託書に記載された事項を当該事項の記録に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製する副本ファイルに記録すること。（電磁的記録媒体の添付）

3 第十三条の三供託をしようとする者は、第十三条第二項各号（第二号、第五号、第九号、第十一号及び第十二号を除き、同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の供託書への記載に代えて、法務大臣の指定する方式に従い当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該供託書に添付することができる。この場合には、二枚以上にわたる供託書を提出することができない。

2 前項に規定する電磁的記録媒体は、法務大臣の指定する構造のものでなければならない。

3 2 前項の指定は、告示してしなければならない。

(供託カード)

第十三条の四 賃料、給料その他の継続的給付に係る金銭の供託をするために供託書を提出する者は、供託カードの交付の申出をすることができる。ただし、前条第一項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項の申出があつた場合には、供託官は、当該供託を受理することができないときを除き、供託カードを作成して、申出をした者に交付しなければならない。

4 3 前項の供託カードには、供託カードである旨及び供託カード番号を記載しなければならない。

4 3 供託カードの交付を受けた者が、当該供託カードを提示して、当該継続的給付について供託をしようとするときは、第十三条第二項の規定にかかるわらず、供託書には、次の各号に掲げる事項を記載すれば足りる。

一 供託カード番号

二 供託者の氏名又は名称

三 第十三条第二項第二号、第三号及び第十二号に掲げる事項（代理人の住所を除く。）

四 供託カードの交付の申出をした際に供託書に記載した事項と同一でない事項

5 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 最後に同項の規定による供託をした日から二年を経過したとき。

二 第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたとき。

（資格証明書の提示等）

第十四条 登記された法人が供託しようとするときは、代表者の資格を証する登記事項証明書を提示しなければならない。

3 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めのあるものが供託しようとするときは、その記載された代表者の資格につき登記官の確認を受けた供託書を提出して、代表者の資格を証する登記事項証明書の提示に代えることができ

る。

2 前項の法人以外の法人が供託しようとするときは、代表者の資格を証する書面を供託書に添付しなければならない。

3 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めのあるものが供託しようとするときは、その記載された代表者の資格につき登記官の確認を受けた供託書を提出して、代表者の資格を証する登記事項証明書の提示に代えることができ

る。

4 代理人によつて供託しようとする場合には、代理人の権限を証する書面（当該代理人が法人で

ある場合における当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書及び支配人その他登記のある代理人によつて供託しようとする場合には、当該支配人その他登記のある代理人の権限を証する登記事項証明書を含む。以下同じ。）を提示しなければならない。この場合には、第一項後段の規定を準用する。

（供託振替国債に関する資料の提供）

第十四条の二 供託者が振替国債を供託しようとするときは、その振替国債の銘柄、利息の支払期

及び償還期限を確認するために必要な資料を提供しなければならない。

（添付書類の省略）

第十五条 同一の供託所に対して同時に数個の供託をする場合において、供託書の添付書類に内容の同一のものがあるときは、一個の供託書に一通を添付すれば足りる。この場合には、他の供託書にその旨を記載しなければならない。

（供託通知書の発送の請求等）

第十六条 供託者が被供託者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百六十六条の二第一項又は第六百六十六条の三の規定による供託をした場合にあつては、譲渡人を含む。以下この条、次第第四項、第十八条第三項及び第二十条第二項において同じ。）に供託の通知をしなければならない場合には、供託者は、供託官に対し、被供託者に供託通知書を発送することを請求することができる。この場合においては、その旨を供託書に記載しなければならない。

2 前項の請求をするときは、供託者は、被供託者の数に応じて、供託書に、送付に要する費用に相当する郵便切手又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務に関する料金の支払のため使用することができる証票であつて法務大臣の指定するものを付した封筒を添付しなければならない。

3 前項の指定は、告示してしなければならない。

4 第一項の請求があつた場合は、供託官は、供託の種類に従い、第十九号から第二十一号までの書式に準じて供託通知書を調製しなければならない。

（供託書の特別等）

第十六条の二 金銭又は有価証券の供託をしようとする者は、やむを得ない事情があるときは、第十三条第一項の規定にかかるわらず、同項に規定する供託書を供託所に提出することを要しない。

この場合においては、供託の種類に従い、第五号から第十八号までの書式による正副二通の供託書を供託所に提出しなければならない。

第十三条第二項の規定は、前項後段の供託書について準用する。

3 2 第一条後段の場合においては、第十三条第五項、第十三条の二第一号、第十三条の三及び第十

三条の四の規定は、適用しない。

4 第一项後段の場合において、前条第一項の請求をするときは、供託者は、被供託者の数に応じて、供託の種類に従い、第十九号から第二十一号までの書式の供託通知書を添付しなければなら

ない。

5 前項の場合においては、前条第一項後段及び第四項の規定は、適用しない。

（記名式有価証券の供託）

第十七条 供託者が記名式有価証券（株券を除く。）を供託しようとするときは、その還付を受けた者が直ちに権利を取得することができるよう裏書きし、又は譲渡証書を添附しなければなら

い。

2 前項の場合には、裏書きする旨又は譲渡証書を添付する旨を供託書に記載しなければならない。（受理手続）

第十八条 供託官は、金銭又は有価証券の供託を受理すべきものと認めるときは、供託書正本に、供託を受理する旨、供託番号、一定の納入期日までに供託物を日本銀行に納入すべき旨及びその

期日までに供託物を納入しないときは受理の決定は効力を失う旨を記載して記名押印し、これを、財務大臣の定める保管金払込事務等の取扱いに関する規定又は供託有価証券の取扱いに関する規定に従い作成した保管金払込書又は供託有価証券寄託書とともに供託者に交付しなければなら

らない。

2 供託者が前項の納入期日までに供託物を納入しないときは、受理の決定は効力を失う。

3 2 供託官は、第十六条第一項の請求があつた場合において、日本銀行から財務大臣の定める保管

金払込事務等の取扱いに関する規定又は供託有価証券の取扱いに関する規定による供託物受領の

証書の送付を受けたときは、被供託者に同条第四項の供託通知書を発送しなければならない。

3 2 供託官は、振替国債の供託を受理すべきものと認めるときは、供託者に対し、供託を受

理する旨、供託番号、供託所の口座、一定の納入期日までに当該口座について供託振替国債に係

る増額の記載又は記録がされるべき旨及びその期日までに増額の記載又は記録がされなければならない。

2 前項の納入期日までに供託所の口座について供託振替国債に係る増額の記載又は記録がされなければなら

いときは、受理の決定は効力を失う。

2 供託官は、第一項の納入期日までに前項の記載又は記録がされたときは、供託書正本に供託振

替国債を受け入れた旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければならない。

3 供託官は、第一項の納入期日までに前項の記載又は記録がされたときは、供託書正本に供託振

替国債を受け入れた旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければならない。

2 供託金を受け入れた旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければなら

い。

2 供託官は、被供託金の受け入れを取り扱う供託所に金銭の供託をしようとする者は、供託書とともに供

託金を提出しなければならない。

2 供託官は、前項の供託を受理すべきものと認めるときは、供託書正本に供託を受理する旨、供

託番号及び供託金を受領した旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければなら

い。

2 供託官は、被供託者に同条第四項の供託があるときは、供託官は、被供託者に同条第四項

の供託通知書を発送しなければならない。

2 供託官は、銀行その他の金融機関に供託金の振込みを受けることができる預金があ

るときは、金銭の供託をしようとする者の申出により、第十八条の規定による供託物の納入又は

前条第一項の規定による供託金の提出に代えて、当該預金に供託金の振込みを受けることができる。

2

供託官は、前項の申出があつた場合において、同項の供託を受理すべきものと認めるときは、供託書正本に供託を受理する旨及び供託番号を記載して記名押印し、かつ、供託者に對し、供託を受けた旨、供託番号、一定の振込期日までに供託金を同項の預金に振り込むべき旨及びその期日までに供託金を振り込まないときは受理の決定は効力を失う旨を告知しなければならない。

供託者が前項の振込期日までに供託金を振り込まないときは、受理の決定は効力を失う。

供託者が第二項の振込期日までに供託金を振り込んだときは、供託官は、供託書正本に供託金を受領した旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければならない。

前条第二項後段の規定を準用する。

第二十条の三 供託官は、金銭の供託をしようとする者の申出により、第十八条の規定による供託物の納入又は第二十条第一項の規定による供託金の提出に代えて、供託官の告知した納付情報による供託金の納付を受けることができる。

2 供託官は、前項の申出があつた場合において、同項の供託を受理すべきものと認めるときは、供託書正本に供託を受理する旨及び供託番号を記載して記名押印し、かつ、供託者に對し、供託を受けた旨、供託番号、同項の納付情報、一定の納付期日までに当該納付情報により供託金を納付すべき旨及びその期日までに供託金を納付しないときは受理の決定は効力を失う旨を告知しなければならない。

3 供託者が前項の納付期日までに第一項の納付情報により供託金を納付しないときは、受理の決定は効力を失う。

4 供託者が第二項の納付期日までに第一項の納付情報により供託金を納付したときは、供託官は、供託書正本に供託金を受領した旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければならない。この場合には、第二十条第二項後段の規定を準用する。

第二十条の四 供託官は、金銭の供託をしようとする者が国である場合には、当該者の申出により、第十八条の規定による供託物の納入又は第二十条第一項の規定による供託金の提出に代えて、国庫内の移換の手続による供託金の払込みを受けることができる。

2 供託官は、前項の申出があつた場合において、同項の供託を受理すべきものと認めるときは、供託書正本に供託を受理する旨及び供託番号を記載して記名押印し、かつ、供託者に對し、供託を受けた旨、供託番号、一定の納付期日までに同項の手続により供託金を払い込むべき旨及びその期日までに供託金を払い込まないときは受理の決定は効力を失う旨を告知しなければならない。

3 供託者が前項の払込期日までに第一項の手続により供託金を払い込まないときは、受理の決定は効力を失う。

4 供託者が第二項の払込期日までに第一項の手続により供託金を払い込んだときは、供託官は、供託書正本に供託金を受領した旨を記載して記名押印し、これを供託者に交付しなければならない。この場合には、第二十条第二項後段の規定を準用する。

(代供託又は附属供託の請求)

2 供託の目的たる有価証券の償還金、利息又は配当金の代供託又は附属供託を請求しようとする者は、第二十二号及び第二十三号書式による正副二通の代供託請求書又は附属供託請求書を供託所に提出しなければならない。

2 供託有価証券が国債以外の記名式のものであるときは、請求者は、前項の請求書に償還金、利息又は配当金取立のための日本銀行への委任状を添附しなければならない。

3 前項の場合の取立の費用は、請求者の負担とする。

4 供託官は、第一項の請求を受理すべきものと認めるときは、代供託請求書又は附属供託請求書を供託所に提出しなければならない。

2 供託有価証券が国債以外の記名式のものであるときは、請求者は、前項の請求書に償還金、利息又は配当金取立のための日本銀行への委任状を添附しなければならない。

3 前項の場合の取立の費用は、請求者の負担とする。

4 第十四条及び第十五条の規定は、第一項の場合に準用する。

2 第十三条の二第二号の規定は、供託所に第一項の規定による正副二通の代供託請求書又は附属供託請求書の提出があつた場合に準用する。

(供託振替国債の償還等)

第二十一条の二 供託所に対し供託振替国債の元本の償還又は利息の支払をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ)を供託所に提出し、又は送信しなければならない。

1 供託番号
2 供託振替国債の銘柄
3 債還金又は利息(以下「債還金等」という。)の支払をしようとする年月日
4 債還金等の金額

5 債還金又は利息の別
2 供託官は、前項の書面又は電磁的記録の提出又は送信を受けた場合において、当該債還金等の供託を受理することができないと認めるときは、当該支払をしようとする者にその旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、第一項の支払をすることができない。

4 供託官は、第一項の電磁的記録の送信を受けたときは、これに代わるものとして保存すべき書面を作成しなければならない。

(保管替え)

第二十二条の三 法令の規定により供託金の保管替えを請求しようとする者は、第二十四号書式による供託金保管替請求書一通に、供託書正本を添付して、これを当該供託金を供託している供託所に提出しなければならない。

2 数回にわたつて供託されている供託金については、一括して保管替えを請求することができる。

3 第二十六条及び第二十七条の規定は、第一項の請求に準用する。
第二十二条の四 供託官は、保管替えの請求を相当と認めるときは、供託金保管替請求書に保管替えする旨を記載して記名押印し、これを供託書正本とともに保管替えを受ける供託所に送付し、当該保管替えに関する事項を副本ファイルに記録し、かつ、財務大臣の定める保管金払込事務等の取扱いに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。

2 供託官は、前項の手続をしたときは、金銭供託元帳に保管替えをした旨を記録しなければならない。

3 供託官は、第一項の手続をしたときは、保管替えを受ける供託所に對し、保管替えを受けた供託に関する事項を副本ファイルに記録するために必要な情報を送信しなければならない。

第二十二条の五 前条第一項の規定による書類の送付を受けた供託所の供託官は、供託書正本に新たに供託番号を記載し、從前の供託番号を朱抹し、かつ、金銭供託元帳に保管替えを受けた旨を記録しなければならない。

2 前条第三項の規定による情報の送信を受けた供託所の供託官は、副本ファイルに保管替えを受けた供託に関する事項を記録しなければならない。

3 日本銀行から国庫金振替済の通知を受けたときは、供託官は、供託書正本に保管替えの旨を記載して記名押印し、これを保管替えの請求をした者に交付しなければならない。

第二十二条の六 第二十一条の三第一項及び第二項並びに前二条の規定は、供託振替国債の保管替えについて準用する。この場合において、第二十二条の三第一項中「第二十四号書式」とあるのは「第二十四号の二書式」と、前条第三項中「国庫金振替済」とあるのは「供託振替国債に係る増額の記載又は記録がされた旨」と読み替えるものとする。

2 第二十六条及び第二十七条の規定は、前項において準用する第二十二条の三第一項の請求について準用する。

(却下決定)

第二十一条の七

供託官は、供託を受理すべきでないと認めるときは又は第二十一条第一項若しくは第二十一条の三第一項(前条第一項において準用する場合を含む。)の請求を理由がないと認めるとときは、却下決定書を作成し、これを供託者又は請求者に交付しなければならない。

第三章 払渡手続

(供託物 払渡請求書)

第二十二条 供託物の還付を受けようとする者は、供託物の取戻しをしようとする者は、供託物の種類に従い、第二十五号から第二十六号の二までの書式による供託物 払渡請求書(供託物が有価証券又は振替国債であるときは請求書二通)を提出しなければならない。

2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは代理人若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書(第二十六号書式による供託物 払渡請求書を除く。)に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。

一 供託番号

二 払渡しを請求する供託金の額、供託有価証券の名称、総額面、券面額(券面額のない有価証券についてはその旨)、回記号、番号及び枚数又は供託振替国債の銘柄及び金額(国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第三条第二項に規定する最低額面金額の整数倍の金額に限る。)

三 払渡請求の事由

四 還付又は取戻しの別

五 隔地払の方法(供託所の保管金取扱店である日本銀行所在地外の日本銀行その他供託官の定める銀行において供託金の払渡しをする方法をいう。)又は預貯金振込みの方法(日本銀行が指定した銀行その他の金融機関の当該請求者又はその代理人の預金又は貯金に振り込む方法をいう。第四十三条第一項において同じ。)により供託金の払渡しを受けようとするときは、そ

の旨

六 国庫金振替の方法により供託金の払渡しを受けようとするときは、その旨

七 供託振替国債の払渡しを請求するときは、請求者の口座

八 請求者の氏名及び住所、請求者が法人であるとき又は法人でない社団若しくは財團であつて、代表者若しくは管理人の定めのあるものであるときは、その名称、主たる事務所及び代表者又は管理人の氏名

九 請求者が供託者又は被供託者の権利の承継人であるときは、その旨

十 代理人により請求する場合には、代理人の氏名及び住所、ただし、公務員がその職務上するときは、その官公職、氏名及び所属官公署の名称

十一 供託所の表示

十二 払渡請求の年月日

(供託物 払渡しの一括請求)

第二十三条 同一人が数個の供託について同時に供託物の還付を受け、又は取戻しをしようとする場合において、払渡請求の事由が同一であるときは、一括してその請求ができる。

(供託振替国債の払渡請求の特則)

第二十三条の二 供託振替国債について、その償還期限の三日前を経過しているときは、その払渡しを請求することができない。

2 供託振替国債を取り扱う社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)の振替業の休日及び行政機関の休日にに関する法律(昭和六十三年法律第九十一条)第一条第一項各号に掲げる日は、前項

の期間に算入しない。
(還付請求の添付書類)

第二十四条 供託物の還付を受けようとする者は、供託物 払渡請求書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 還付を受ける権利を有することを証する書面。ただし、副本ファイルの記録により、還付を受ける権利を有することが明らかである場合を除く。

二 反対給付をしなければならないときは、供託法第十条の規定による証明書類(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第一項において同じ。)又は登記所の作成した証明書

一 当該承諾書に押された印鑑につき市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十六条第一項において同じ。)又は登記所の作成した証明書

二 登記された法人が利害関係人となるときは、代表者の資格を証する登記事項証明書

三 前号の法人以外の法人が利害関係人となるときは、代表者の資格を証する書面

四 法人でない社団又は財團であつて代表者又は管理人の定めのあるものが利害関係人となるときは、代表者又は管理人の資格を証する書面

(取戻請求の添付書類)

第二十五条 供託物の取戻しをしようとする者は、供託物 払渡請求書に取戻しをする権利を有することを証する書面を添付しなければならない。ただし、副本ファイルの記録により、取戻しをする権利を有することが明らかである場合は、この限りでない。

2 前条第二項の規定は、前項本文の場合について準用する。

(印鑑証明書の添付等)

第二十六条 供託物の払渡しを請求する者は、供託物 払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき市町村長又は登記所の作成した証明書を供託物 払渡請求書に添付しなければならない。ただし、供託所が法務大臣が指定した法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所である場合を除き、その印鑑につき登記官の確認があるときは、この限りでない。

2 法定代理人、支配人その他登記のある代理人、法人若しくは法人でない社団若しくは財團の代表者若しくは管理人又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十九号)、会社更生法(平成十四年法律第二百五十四号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第五十五号)による管財人若しくは保全管理人若しくは外國倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第二百二十九号)による承認管財人若しくは保全管理人が、本人、法人、法人でない社団若しくは財團又は再生債務者、株式会社、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二条第二項に規定する協同組織金融機関、相互会社若しくは債務者のため供託物の払渡しを請求する場合には、前項の規定は、その法定代理人、支配人その他登記のある代理人、代表者若しくは管財人又は管財人、承認管財人若しくは保全管理人について適用する。

3 前二項の規定は、次の場合には適用しない。

一 払渡しを請求する者が官庁又は公署であるとき。

二 払渡しを請求する者が個人である場合において、運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第五百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十一年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)、在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カードをいう。)その他の官庁又は公署から交付を受けた書類その他これに類するもの(氏名、住所及び生年月日の記載があり、本人の写真が貼付されたものに限る。)であつて、その者が本人であることを確認することができるものを提示し、かつ、その写しを添付したとき。

三 供託物の取戻しを請求する場合において、第十四条第四項前段の規定により供託官に提示した委任による代理人の権限を証する書面で請求者又は前項に掲げる者が供託物 払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押した印鑑と同一の印鑑を押したものと供託物 払渡請求書に添付したとき。

- 四 法令の規定に基づき印鑑を登記所に提出することができる者以外の者が供託物の取戻しを請求する場合において、官庁又は公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面を供託物払渡請求書（当該請求書に委任による代理人の預金又は貯金に振り込む方法による旨の記載がある場合を除く。次号において同じ。）に添付したとき。
- 五 前号に規定する者が供託金の払渡しを請求する場合（その額が十万円未満である場合に限る。）において、第三十条第一項に規定する証明書を供託物払渡請求書に添付したとき。
- 六 裁判所によつて選任された者がその職務として供託物の払渡しを請求する場合において、供託物払渡請求書又は委任による代理人の権限を証する書面に押された印鑑につき裁判所書記官が作成した証明書を供託物払渡請求書に添付したとき。
- 四 第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、請求者又は第二項に掲げる者は、前項第二号、第四号又は第五号に掲げる場合には、供託物払渡請求書（第二十六号書式による供託物払渡請求書を除く。）に押印することを要しない。（代理権限を証する書面の添付等）
- 三 2 第二十四条第一項後段の規定は、前項の場合に準用する。
- （私渡しの手続）
- 三 2 第十四条第一項から第三項まで及び第十五条の規定は、供託物の払渡請求に準用する。
- 2 第二十七条 代理人によつて供託物の払渡しを請求する場合には、代理人の権限を証する書面を供託物払渡請求書に添付しなければならない。ただし、支配人その他登記のある代理人については、代理人であることを証する登記事項証明書を提示すれば足りる。
- 2 第二十八条 供託官は、供託金の払渡しを請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書にて当該請求書に受領を証させ、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い小切手を振り出して、請求者に交付しなければならない。
- 2 供託物払渡請求書に第二十二条第二項第五号の記載があるときは、供託官は、前項後段の手続に代えて、財務大臣の定める保管金の払戻しに関する規定に従い、日本銀行に供託金の払渡しをさせるための手続をし、請求者又はその代理人に当該手続をした旨を通知しなければならない。
- 3 供託物払渡請求書に第二十二条第二項第六号の記載があるときは、供託官は、第一項後段の手続に代えて、財務大臣の定める国庫内の移換のための払渡しに関する規定に従い、国庫金振替の手続をしなければならない。
- 2 供託官は、供託有価証券の払渡しの請求を理由があると認めると認めるときは、供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載し、その一通に記名押印してこれを請求者に交付し、他の一通に押印し、かつ、請求者をして払渡しの認可の記載のある供託物払渡請求書の受領を証させなければならぬ。
- 2 供託官は、供託振替国債の払渡しの請求を理由があると認めるときは、供託物払渡請求書に払渡しを認可する旨を記載し、その一通に記名押印してこれを請求者に交付しなければならない。（配当等の場合の特則）
- 第三十条 配当その他の官庁又は公署の決定によつて供託物の払渡しをすべき場合には、当該官庁又は公署は、供託物の種類に従い、供託所に第二十七号から第二十八号の二までの書式の支払委託書を送付し、払渡しを受けるべき者に第二十九号書式の証明書を交付しなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、同項の支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとならないときは、供託物の払渡しを受けるべき者は、供託物払渡請求書に同項の証明書を添付しなければならない。（却下決定）
- 第三十一条 第二十二条の七の規定は、第二十二条第一項の請求を理由がないと認める場合について準用する。
- 第三十二条 削除
- 第四章 供託金利息及び利札
- （供託金利息）
- 第三十三条 供託金利息は、一年について〇・〇〇一二ペーセントとする。
- 2 供託金利息は、供託金受入れの月及び払渡しの月については付さない。供託金の全額が一万円未満であるときは、又は供託金に一万円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額に対しても同様とする。（供託金利息の払渡し）
- 第三十四条 供託金利息は、元金と同時に払い渡すものとする。ただし、元金の受取人と供託金利息の受取人が異なる等元金と同時に払い渡すことができないときは、元金を払い渡した後に払い渡すものとする。
- 2 保証として金銭を供託した場合には、前項の規定にかかわらず、毎年、供託した月に応当する月の末日後に、同日までの供託金利息を払い渡すことができる。
- 第三十五条 前条第一項ただし書又は第二項の規定により供託金利息のみの払渡しを受けようとする者は、第三十号書式による供託金利息請求書を供託所に提出しなければならない。
- 2 前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。ただし、委任による代理人が同項の請求書に記名したときは、当該請求書に押印することを要しない。
- 一 第二十二条第二項第一号、第五号、第六号、第八号から第十二号までに掲げる事項
- 2 供託金額
- 3 第一項の請求書には払渡しを受ける権利を有することを証する書面を添付しなければならない。ただし、副本ファイルの記録により、払渡しを受ける権利を有することが明らかである場合は、この限りでない。
- 4 第二十三条、第二十四条第二項及び第二十六条から第二十八条までの規定は、供託金利息のみの払渡しについて準用する。（利札の払渡し）
- 第三十六条 保証のため有価証券を供託した者が渡期の到来した利札の払渡しを受けようとするときは、第三十一号書式による供託有価証券利札請求書二通を供託所に提出しなければならない。前項の請求書には次の事項を記載し、請求者又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。
- 一 第二十二条第二項第一号、第八号から第十二号までに掲げる事項
- 2 供託有価証券の名称、総額面、券面額（券面額のない有価証券についてはその旨）、回記号、番号、枚数並びに請求利札の渡期及び枚数
- 3 第二十三条、第二十四条第二項、第二十六条第一項から第三項まで、第二十七条、第二十九条及び第三十五条第三項の規定は、利札の払渡しについて準用する。（却下決定）
- 第三十七条 第二十二条の七の規定は、第三十五条第一項又は前条第一項の請求を理由がないと認める場合について準用する。
- 第五章 電子情報処理組織による供託等に関する特則
- （電子情報処理組織による供託等）
- 第三十八条 次に掲げる供託又は請求（以下「供託等」という。）は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用してすることができる。ただし、当該供託等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。
- 一 金銭又は振替国債の供託（これと同時に電子情報処理組織を用いて電子情報処理組織をいう。たゞ、当該供託等は、法務大臣が定める条件に適合するものでなければならない。
- 2 供託金、供託金利息又は供託振替国債の払渡しの請求
- 2 情報通信技術活用法第六条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、供託官の使用に係る電子計算機と供託等をする者の使用に係る電子計算機であつて法務大臣の定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

て準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに
払渡しを認可する旨を記載して押印しなければならない。

(供託振替国債の払渡手続の特則)

第四十四条 第三十九条第一項の規定により供託振替国債の払渡しの請求に係る申請書情報が送信されたときは、第二十二条第一項の規定にかかるわらず、供託物払渡請求書二通が供託所に提出されたものとみなす。

第二项 供託官は、前項に規定する場合において、当該請求を理由があると認めるときは、第二十九条第二項の規定にかかるわらず、当該申請書情報の内容を用紙に出力したものに払渡しを認可する旨を記載し、請求者にその旨を通知しなければならない。

(却下手続の特則)

第四十五条 供託官は、第三十八条第一項の規定による供託等を却下する場合には、申請人等に対し、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、情報通信技術活用法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して却下決定書に係る電磁的記録を提供することができる。

(处分通知等に係る電子情報処理組織)

第四十五条の二 情報通信技術活用法第七条第一項に規定する主務省令で定める電子情報処理組織は、供託官の使用に係る電子計算機と供託者又は申請人等の使用に係る電子計算機であつて法務大臣の定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

二 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、次のいずれかの方式とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法により供託書正本に係る電磁的記録の提供を受けることを希望する旨の法務大臣の定めるところにより行う届出

二 前項の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証コードの入力

第四十六条 情報通信技術活用法第六条第四項又は第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、当該署名等をすべき者による電子署名(第三十八条第一項第一号の規定による供託にあつては、申請人等の氏名又は名称に係る情報を入力する措置)とする。

第六章 雜則
(受諾書等の提出)

第四十七条 弁済供託の債権者は、供託所に対し供託を受諾する旨を記載した書面又は供託を有効と宣告した確定判決の謄本を提出することができる。

(供託に関する書類の閲覧)
第四十八条 供託につき利害の関係がある者は、供託に關する書類(電磁的記録を用紙に出力したもの)の閲覧を請求することができる。

2 閲覧を請求しようとする者は、第三十三号書式による申請書を提出しなければならない。

3 第九条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は申請書に添付した書類の還付について、第二十六条及び第二十七条の規定は閲覧の請求について準用する。

(供託に関する事項の説明)
第四十九条 供託につき利害の関係がある者は、供託に關する事項につき証明を請求することができる。

2 証明を請求しようとする者は、第三十四号書式による申請書を提出しなければならない。

3 前項の申請書には、証明を請求する事項を記載した書面を、証明の請求数に応じ、添付しなければならない。

4 第九条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定は申請書に添付した書類の還付について、第二十六条及び第二十七条の規定は証明の請求について準用する。

(書面等の送付の請求)
第五十条 次の各号に掲げる者は、送付に要する費用を納付して、それぞれ当該各号に定めるものとの送付を請求することができる。

1	この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。	2	この省令による改正後の供託規則(以下「新規則」という。)は、第四項に定める場合を除き、新規則施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の供託物取扱規則(以下「旧規則」という。)によつて生じた効力を妨げない。
2	この省令は、昭和三十九年四月一日から施行する。	3	旧規則の規定によつてした手続は、新規則中これに相当する規定があるときは、新規則の規定によつてしたものとみなす。
3	この省令は、昭和四十二年四月一日から施行する。	4	この省令の施行前に受理した供託に關する受理の取消については、旧規則第三条第二項を適用する。
4	この省令による改正後の規定(以下「新規定」という。)は、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。	5	大正十一年司法省令第三号は、廃止する。
5	附 則 (昭和三九年三月三日法務省令第一九号)	6	この省令による改正前の供託規則(以下「旧規則」という。)は、第二十条の四第四項前段、第二十条の二第四項前段、第二十条の五第三項(第二十一条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定により供託書正本及び保管金払込書又は供託有価証券寄託書の交付を受けた者は、当該供託書正本及び保管金払込書又は供託有価証券寄託書の交付を受けたものとみなす。
6	附 則 (昭和四二年三月一六日法務省令第一五号)	7	前条第一項の規定により証明を請求する者は、当該証明に係る書面
7	抄	8	払渡請求書の交付を受ける者、当該正本、保管金払込書及び払渡請求書
8	附 則 (昭和四三年六月一日法務省令第二六号)	9	この省令による改正前の供託規則(以下「旧規則」という。)は、第二十条の四第四項前段、第二十条の二第四項前段、第二十条の五第三項(第二十一条の六第一項において準用する場合を含む。)の規定により供託書正本及び保管金払込書又は供託有価証券寄託書の交付を受けた者は、当該供託書正本及び保管金払込書又は供託有価証券寄託書の交付を受けたものとみなす。
9	附 則 (昭和四七年三月四日法務省令第一〇号)	10	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)は、この省令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
10	抄	11	この省令による改正後の規定(以下「新規定」という。)は、この省令による改正前の供託規則第三十一一条第一項の証明書の交付を受けている者がする払渡請求に關しては、なお従前の例による。
11	この省令は、昭和四十七年四月一日から施行する。	12	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
12	附 則 (昭和四八年三月一五日法務省令第一七号)	13	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
13	この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。	14	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
14	附 則 (昭和五三年二月一日法務省令第四号)	15	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
15	抄	16	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
16	この省令は、昭和五十三年三月一日から施行する。	17	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
17	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。	18	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
18	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。	19	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
19	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。	20	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。
20	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。	21	この省令による改正前の規定(以下「旧規定」という。)によつて生じた効力を妨げない。

附 則（昭和五五年九月六日法務省令第六〇号）

この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。

附 則（昭和五六年三月一一日法務省令第二二号）

この省令による改正前の書式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成六年三月一日法務省令第八号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成八年三月一日法務省令第九号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年四月八日法務省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年一〇月一日法務省令第六一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月二六日法務省令第五〇号）

この省令は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成一〇年二月二七日法務省令第八号）

この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一二年三月三〇日法務省令第二二一号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一二年九月一八日法務省令第三五号）

第二条 民事再生法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた和議事件に係る登記について、なお従前の例による。

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年三月一六日法務省令第二二七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年九月一八日法務省令第四四号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年二月一四日法務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年二月二八日法務省令第一二号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年七月二日法務省令第四四号）

この省令は、平成十四年八月一日から施行する。

附 則（平成一五年一月六日法務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日法務省令第二〇号）抄

この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

1 1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
（供託規則の一一部改正に伴う経過措置）

2 2 この省令による改正前の供託規則の規定に基づく様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則（平成一五年八月五日法務省令第六〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

（供託書副本等に関する経過措置）

第二条 指定供託所の供託官がこの省令による改正後の供託規則（以下「新規則」という。）第二条第二項の指定前に受理した供託に係る供託書副本については、なお従前の例による。

第二条 指定供託所の供託官は、新規則第十三条の五第一項に規定する副本ファイルに、前項に規定する供託書副本の内容を転写することができる。この場合においては、同項の規定にかかわらず、副本ファイルに転写された内容を同条第二項の規定によりされた記録とみなして、新規則第十一条、第二十一条の四から第二十二条の六まで、第二十四条、第二十五条及び第三十九条の規定を適用し、これらの規定中供託書副本に関する部分は、適用しない。

第三条 第一項に規定する供託書副本は、前項前段の規定による転写をした日から一年間保存しなければならない。

第四条 前三項の規定は、代供託請求書副本及び附属供託請求書副本に準用する。この場合において、第二項中「同条第二項」とあるのは、「新規則第二十二条第六項において準用する新規則第十三条の五第二項」と読み替えるものとする。

第三条 削除

（書式等の用紙の使用に関する経過措置）

第四条 この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

第三条 削除

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年三月七日から施行する。

（払渡手続に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前に供託物（供託金利息及び利札を含む。）の払渡しの請求があつた場合における払渡しの手続については、財務大臣の定める手続に係る部分を除き、なお従前の例によることができる。

（書式等の用紙の使用に関する経過措置）

第三条 この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。この場合において、第一号様式、第四号様式及び第七号様式の被供託者の住所氏名欄中「被供託者に通知する」とあるのは、「供託通知書の発送を請求する」と読み替えるものとする。

第三条 削除

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年二月二十日から施行する。

第三条 削除

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年二月二十五日から施行する。

第三条 削除

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年二月二十九日から施行する。

第三条 削除

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年二月二十九日から施行する。

第三条 削除

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二〇年一月二三日から施行する。

第三条 削除

3

前項前段に規定する供託書副本は、同項前段の規定による転写をした日から一年間保存しなければならない。

4 前三項の規定は、代供託請求書副本及び附属供託請求書副本について準用する。この場合において、第二項中「同号」とあるのは、「新規則第二十一条第六項において準用する新規則第十三条の「第二号」と読み替えるものとする。

(書式等の用紙の使用に関する経過措置)

第三条 この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則 (平成二〇年七月七日法務省令第四四号)

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月七日法務省令第三七号)

この省令は、平成二十四年一月十日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月二六日法務省令第四三号) 拝

(施行期日) 第一条 この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。

(第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

第二十四条 第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一 略

附 則 (平成二六年四月一四日法務省令第一七号)

前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

附 則 (平成二六年四月一四日法務省令第一七号)

この省令は、平成二十六年六月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月二日法務省令第七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(保管替えにおいて使用した磁気ディスクの保存に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の供託規則第十条第一項第三号の規定により保存されている磁気ディスクの保存期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年一〇月九日法務省令第四八号)

この省令は、平成二十七年十月十三日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月四日法務省令第五一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(経過措置) 第二条 次に掲げる省令の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の整備等に関する法律(以下「番号利用法整備法」という)第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)以下「旧住民基本台帳法」という)第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備等に関する省令(平成二十七年総務省令第七十六号)第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)以下「旧住民基本台帳法施行規則」という)別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードとみなす。

二 略

附 則 (平成二七年一一月一八日法務省令第五七号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

(書式の用紙の使用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行後も、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成二八年三月一四日法務省令第一三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一三日法務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日法務省令第一八号)

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月一六日法務省令第三号)

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二五日法務省令第一一号)

この省令は、平成三十一年三月二十九日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日法務省令第一一号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和元年七月一日から施行する。

(書式等の用紙の使用に関する経過措置)

第二条 この省令による改正前の書式又は様式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することができる。

附 則 (令和元年九月一七日法務省令第三六号)

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日法務省令第四八号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月六日法務省令第三号)

(施行期日) 第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(書式等の用紙の使用に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に存するこの省令による改正前の書式又は様式の用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (令和四年四月二八日法務省令第二八号)

この省令は、令和四年九月一日から施行する。

附 則 (令和五年九月一一日法務省令第三六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

1 この省令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

（書式の用紙の使用に関する経過措置）
2 この省令による改正前の書式の用紙は、この省令の施行後も、なお当分の間使用することがで
きる。

附 則（令和六年四月二二日法務省令第三二号）抄

(令和六年四月二二日法務省令第三二号) 抄

1 (旅行期日)
この省令は、令和六年六月二十四日から施行する。ただし、第一条中不動産登記規則第三条の

二の改正規定、第二条の改正規定、第三条の改正規定（商業登記規則第三十一条の改正規定を除く。）、第四条の改正規定、第五条の改正規定（動産・債権譲渡登記規則第三十二条の二の改正規定を除く。）、第六条の改正規定、第九条から第十二条までの改正規定（船舶登記規則第四十九条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十四条の改正規定（農業用動産抵当登記規則第四十条中「第五条」を「第三条の二、第五条」に改める部分に限る。）、第十六条の改正規定及び第十七条の改正規定は、公布の日から施行す。

第一号書式（第3条第1項関係）

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

漏れ用紙の写法は、日本産業規格JIS-R4208。

第二号書式及び第三号書式 削除

第五号書式（第16条の2第1項関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託書正本

第四号書式（第5条第2項関係）（昭42法省令15・昭55法省令80・平10法省令50・令元法省令11・一部改正）

供託書(時代、支拂弁済)	
申請年月日	年月日
供託所の表示	
供託所の名 (代理入による供託のときは、代理人の住所氏名をも) 被供託者名 被供託者名	法金会場 契約書 料 支拂場所 内規 支拂場所 3. 被供託者住所 年 支拂場所 1. 被供託者住所 年 月 分 支拂場所 2. 年 月 分 支拂場所 3. 年 月 分 支拂場所 4. 年 月 分
供託により消滅すべき 受取給付の内容	
供託金 上記金額を受取る。月日までに日本銀行 に提出されないときは、この決済能力を失う。 上記供託を受取する旨を記す。 上記供託を受取する。月日	受入銀行 上記供託金の支拂いを認証する。 日本銀行 法務局 供託官 国
備考	
備考用紙の方法、日本産業規格A4に準じる。	

第六号書式（第16条の2第1項関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託書副本

書正本 第七号書式（第16条の2第1項関係）裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託

（注）1. 供託金の額額に+記入すること。 2. 額額に記入しないこと。			
申 請 年 月 日	年	月	日
供託所の表示			法令等項
供託所	開業年月日	開業年月日	年 番号
候氏の名	開業年月日	開業年月日	号
（記載入による供託のときは、代理人の住所氏名をも）	開業年月日	開業年月日	
候生者名	開業年月日	開業年月日	
候者名	開業年月日	開業年月日	
候 金 額	百	十	万
上記供託を要する。候金を年、月までに日本銀行に払い込まれないときは、この決定は効力を失う。 又は 上記供託を要する。	受入式 における供託所口座 上記供託金の支拂入を認する。 日本銀行 年 月 日		

第八号書式（第一六条の二第一項関係）裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託書副本

被託官	印	法務局	印
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
備考 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とする。			

供託金の受領を証する。

若しくは
上記供託を受理する。

扶託官の受取空紙を記入
年 月 日

此處所說的「德」，是道德的「德」，不是指「功德」的「德」。

第九号書式（第16条の2第1項関係） 営業保証金の金銭供託の供託書正本

供託書(營業保証)		(注)1.供託金の貯蓄の旨題に記入すること。 2.取扱本社に持けない。年賀金等	
申 請 日	年 月 日	法 令 条 款	号
供託手形の表示		供託の原因による事実	
供託人 番号 番氏の名 (記載すること。 及び 手形 の各 項を 別表 等と 併記 する。		代理人の住所氏名をも) の決済能力を失う。 上記供託金を返す。 上記供託金を受 理する。	
供 託 金 額	百 十 万 千 百 十 円	受 入 書 式 上記供託金の受入れを認する。 上記供託金の年 月 日 本 紙 に 記 入 す る 事	上 記 供 託 金 の 年 月 日 本 紙 に 記 入 す る 事
法 務 局 供 託	国	法 務 局 供 託	国

第九号書式（第16条の2 第1項関係）（平15法省令60・金融、平20法省令3・令元法省令11、一部改正）

卷之三

第十号書式(第16条の2第一項関係) (平15法省令90・金政、平20法省令3・令元法省令11・一部改正)
株式会社

用紙の種類
T-GP
6

の後は、日本風景寫真集列4である。

第十三号書式
(第16条の2第1項関係) 裁判上の保証のための有価証券供託の供託書正本

第十四号書式
(第16条の2第1項関係) 裁判上の保証のための有価証券供託の供託書副本

第十三号書式（第16条の2 第1項関係）（平15法省令60・企改、平20法省令3・令元法省令11・一部改正）

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

第十五号書式（第16条の2第1項関係） 営業保証のための有価証券供託の供託書正本

第十五号書式（第16条の2第1項関係）（平15法省令60・全改、平20法省令3・令元法省令11・一部改正付）

供託書(營業部用)		2. 個別取引の取扱いを認めますこと。	
申 請 年 月 日	年 月 日	法 令 条 款	年 度 証 確 号
供託所の表示			
姓 名	性 別	姓 名	性 別
(代理人によるときは、代理人の住所氏名をも) 記載すること。			
中 介 分 類	中 介 分 類		
供 托 有 価 証 券	供 托 有 価 証 券	備	備
符 号	枚 数	券 券	券 券
名	回 号	券 券	券 券
被 托 回 号 及 び 番 号		所 屬 貸 券 及 び 最 終 の 渡 清	
		者	
		上記供託名義権を有する者 が日本銀行に貸出され たときの年月日 は、前記供託の年月日 と同一であることを 明記する。	
		法 務 供 托 官	
上記供託有価証券の受入を證する 年 月 日		国 日 本 銀 行	
		國	

備考
用紙の守法は、日本産業規格A列4とする。

第十六号書式（第16条の2第1項関係） 営業保証のための有価証券供託の供託書副本

第十六号書式（第16条の2 第1項関係）（平15法書令80・企改、平20法書令3・令元法書令11・一部改正）

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

第十七号書式（第16条の2第1項関係） その他の有価証券供託の供託書正本

第十八号書式（第16条の2第1項関係）その他の有価証券供託の供託書副本

第十七号書式（第16条の2第1項関係）（平15法省令80・全改、平20法省令3・令元法省令11・一部改正）

保証書(複)		(注) 2. 申込本取引手帳の開正はできません。	
申請年月日	年 月 日	法名項	号 年度正第
供託者の表示			
供託者 住所 郵便番号	(代理業による供託のときは、代理人の住所、氏名をも) 受取人名	供託する 供託者 種類 枚数 新規回 回記号及び 番号 及最終 期	
		備考 上記供託を受理する年 月 日 と同日までに日本銀行へない る旨を、この開正は 年 月 日 受入 新規 回 回 上記供託の回数の 受入を 日本銀行	

備考
用紙の守法は、日本産業規格A列4とする。

卷之三

第十八号の二書式（第13条の2第1号関係）裁判上の保証のための振替国債供託の供託書正本

第十八号の三書式（第13条の2第1号関係） 営業保証のための振替国債供託の供託書正本

第十八号の二書式（第13条の2第1号関係）（平15法律令60・企改、平20法律令3・令元法律令11・一部改正）

別紙扶託費各國債の支入額を記す。年月日法務局

印

被託業者 (登録登記)		申請年月日	年月	字記入	字記限
被託業者の表示				捺印	
被託業者の住所 氏名				年度固形 号	
被託業者の原由 たる事実				西	
別紙供託業者登録の受入書を認する。 申込年月日 法務省 監査官					

第十八号の四書式（第一三條の二第一項関係）（平成五年六月一日起、平成六年三月三十日まで）第十八号の五書式（第一三條の二第一項関係）（平成五年六月一日起、平成七年三月三十日まで）

その他の振替国債供託書正本

供託書		申請年月日		年月日		年月日		年月日	
(略)									
供託所の表示									
供託者の住所									
供託者の氏名									
供託書の印押									
法令番号		支加入		支利限		年度固形		年月	
供託書（紙、純用紙）		金額合計		百十億千百万千百十円		回記号			

供託額		百十億千百万千百十円		償還期限		回記号	
金額		百十億千百万千百十円		償還期限		年月日	
供託の原由たる事実				利用支払期		月日年回	
備考							
1. 供託により得た 2. すくみ又は 供託の内容							
備考							
別紙供託振替国債の受入年月を記する。 法経部 供託書				利息支払期		月日年回	
備考							

第十九号書式（第16条関係）地代・家賃弁済金銭供託の供託通知書

第二十号書式（第16条関係）その他の金銭供託の供託通知書

第十九号書式（第16条関係）地代・家賃弁済金競供託の供託通知書（平17法書令13・金融、令元法書令11・令2法書令3・一部改正）

供託通知書(代理・認督弁済)

備考 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

第二十一号書式（第16条関係） その他の有価証券供託の供託通知書

第二十一号書式（第16条関係）（平15法律第60・全改、令元法律第11・一部改正）

申 請 年 月 日		年 月 日		法令条項		年度認定	
供託所の表示							
供託所の住所 者名 (代理人にすること。 被託者の住所)							
符 号	名	枚 数	細銀回 券 固 定 貸 付 利 用 及 び審 議 申 請	備 考		1. 供託により消滅すべ く其債権又は其給付の内 容 2. 送り付けるもの	
計						上記のとおり供託したので通知する。	
						被 供 託 者 殿	
						法務局	

上記のとおり承認してるので准拠する。
年月 日発送
法務局
殿 請供託者

規格 A 列 4 とする。

第二十二号書式（第21条第1項関係）代供託・附属供託請求書正本

第二十二号書式（第21条第1項関係）（平15法省令80・改正、令元法省令11・一部訂正）

1項關係) (平15法律令60・全改、令元法律令11・一部改正)
代供託・附置供託請求書正本

(注) 1. 保証金額の買戻しに￥記号を記入すること。記録番号の訂正はできない。
2. なお保証金額は所持由附がないこと。
代供託・所屬供託請求書

第二十三号書式（第21条第1項関係）代供託・附属供託請求書副本

第二十四号書式（第21条の3第1項関係）

第二十三号書式（第21条第1項関係）（平15法省令60・改正、令元法省令11・一部改正）

浦の用紙の写法は、日本産業規格K4429による。

第二十四号書式（第21条の3第1項関係）

供 託 金 保 管 替 請 求 書

供託金保管替請求書		係員印	受付		調査		照合		送付		元帳
請求年月日	年月日		受付番号		第	号	年月日				
供託所の表示			整理番号		第	号				認可印	
請求 者名 等の 住所					法 令 条 項						
					供託年月日						
					供託番号	年度金第号					
					供託金額	円					
備考 (会社法人等番号(任意)) — (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)					保管替えを受ける 供託所の表示						
					保管替えの事由						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日
法務局
供託官

四

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第二十四号の二書式（第21条の6第1項関係）
供託振替国債保管替請求書

供託振替国債保管替請求書		係員印	受付	調査	照合	送付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第号	年月日			
供託所の表示		整理番号	第号	年月日	認可印		
請求者等 者の 住所 氏名等	法令条項						
	供託年月日						
	供託番号 年度国第号						
	供託振替国債の金額 円						
備考	保管替えを受ける 供託所の表示						
	保管替えの事由						
上記供託振替国債を保管替える。 年月日 法務局 供託官							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第二十五号書式（第22条第1項関係）
供託金払渡請求書

供託金払渡請求書		係員印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第号	年月日			
供託所の表示		整理番号	第号	年月日	認可印		
請求者等 者の 住所 氏名等	払渡請求事由及び還付取戻の別						
	1. 供託受諾 2. 担保権実行 3. 取戻 1. 供託不受諾 2. 供託原因消滅 3.						
	隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨	1. 隔地払		3. 預貯金振込			
		銀行	店	振込先	銀行	店	
		預貯金の種別		普通・当座・通知・別段			
		受取人	預貯金口座番号				
2. 国庫金振替							
預貯金口座名義人（かな書き）							
供託番号	元本金額	利息を付す期間	利息金額	備考			
年度金第号	円	年月から年月まで	月				
年度金第号		年月から年月まで	月				
年度金第号		年月から年月まで	月	元	件		
年度金第号		年月から年月まで	月	利			
元本計額	億千百十萬千百十円			計			
上記金額を受領した。 年月日 受取人氏名							
(代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名)							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第二十六号書式（第22条第1項関係）

供託有価証券払渡請求書

供託有価証券払渡請求書		係員印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第 号			年月日認可	㊞
供託所の表示			払 渡 請 付 取 事 由 及 別 別	還 付 取 戻	1. 供託受諾 2. 担保権実行 3.	備考	
請求者氏名印	(会社法人等番号(任意)) 代理人による請求のときは、代理人の住所氏名をも記載し、 代理人が押印すること。			1. 供託不受諾 2. 供託原因消滅 3.			
供託番号	名称	枚数	総額面	券面額、回記号及び番号			
年度証第号							
年度証第号							
年度証第号							
計							
上記払渡しを認可する。 年月日 法務局 供託官							
供託官の認可した払渡請求書一通を受領した。 又は 上記有価証券を受領した。 年月日 受取人氏名 (代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印) ㊞							
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。							

第二十六号の二書式（第22条第1項関係）

供託振替国債払渡請求書

供託振替国債払渡請求書		係員印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号	第 号			年月日認可	㊞
供託所の表示			払 渡 請 付 取 事 由 及 別 別	還 付 取 戻	1. 担保権実行 2.	備考	
請求者名等の住所	(会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。) (連絡先電話番号) ()		1. 供託原因消滅 2.				
供託番号	銘柄	金額	参加者(コード)				
年度国第号			種別(コード)				
年度国第号			口座区分(コード)	自己口I:01 II:02 預り口:11	自己口III:03 IV:04		
年度国第号			請求者の口座に関する事項				
年度国第号							
計							
上記払渡しを認可する。 年月日 法務局 供託官							
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とする。							

第二十八号書式（第30条第1項関係）支払委託書

第二十七号書式（第30条第1項関係）支払委託書（平17法省令13・全改）

支 払 委 託 書					
供託番号	年度年第 号				
供託金額					
払渡しを受ける者			左の者の受け取る供託金及び利息		
氏名	住所	所	供託金	利	息
<hr/> <hr/> <hr/>					

備考 事由の記載として、「内渡し」又は「事件完結」の旨を括弧書で記載すること。

第二十八号書式（第30条第1項関係）支払委託書（平17法省令13・全改）

備考 事由の記載として、「内渡し」又は「事件完結」の旨を括弧書で記載すること。

第二十八号の二書式（第三〇条第一項関係）支払委託書

第二十八号の二書式（第三〇条第一項関係）支払委託書（平17法省令13・全改）

支 払 委 託 書					
供託番号	年度国第 号				
供託振替国債の 銘柄及び金額					
お渡しを受ける者	左の者の受け取る供託振替国債の 銘柄及び金額				
氏 名 住 所	銘 柄	金 額			
の事由により、 上記のとおりお渡しを必要とするので、委託する。					
年 月 日					
官庁又は公署 ㊞ 法務局 御中					

備考 事由の記載として、「内渡し」又は「事件完結」の旨を括弧書で記載すること。

第二十九号書式（第三〇条第一項関係）

第二十九号書式（第三〇条第一項関係）（平17法省令13・全改）

証 明 書					
受取人氏名住所					
供託番号	年度金(証)(国) 第 号				
お渡しを受けるべき供託金及び供託金利息、供託有価証券 及び附属利廻り又は供託振替国債の表示					
上記のとおり証明する。					
年 月 日					
官庁又は公署 ㊞					

第三十号書式（第35条第1項関係）

供託金利息請求書							
供託金利息請求書		係員印	受付	調査	照合	交付	元帳
請求年月日	年月日	受付番号		第号		年月日	
供託所の表示		整理番号		第号		認可印	
請求者の住所氏名等	(会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名も記載します。)	隔地払、国庫金振替、預貯金振込を希望するときはその旨		1. 隔地払	3. 預貯金振込 振込先銀行店		
				受取人	預貯金の種別 普通・当座・通知・別段		
				2. 国庫金振替	預貯金口座番号		
				預貯金口座名義人(かな書き)			
供託番号	元本金額	利息を付す期間	利息金額	備考			
年度金第号	円	年月から年月まで	月				
年度金第号		年月から年月まで	月				
年度金第号		年月から年月まで	月				
年度金第号		年月から年月まで	月				
		計	円				
上記供託金利息を受領した。 年月日 受取人氏名 (代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名) 頁/ 							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第三十一号書式（第36条第1項関係）

供託有価証券利札請求書							
供託有価証券利札請求書		係員印	受付	調査	照合	交付	
請求年月日	年月日	受付番号	第号		年月日	認可印	
供託所の表示		備考					
請求者の住所氏名印	(会社法人等番号(任意)) (代理人による請求のときは、代理人の住所氏名をも記載し、代理人が押印すること。)						
		供託番号	有価証券名称	枚数	総額面	券面額、回記号及び番号	請求利札の渡期及び枚数
年度証第号			円				
年度証第号							
年度証第号							
上記払渡しを認可する。 供託官の認可した利札請求書一通を受領した。 又は 上記有価証券利札を受領した。 年月日 法務局 供託官 受取人氏名印 (代理人により受け取るときは、本人の氏名及び代理人の氏名印) 頁/ 							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第三十二号書式（第42条第2項関係）交付申請書

第三十二号書式（第42条第2項関係）交付申請書

交付申請書

供託番号 年度金（又は国）第 号

供託金額（又は金額合計） 円

上記のとおり、供託規則第42条第1項の書面の交付を申請します。

年 月 日

申請人（供託者）

住 所

氏 名

（会社法人等番号（任意）） — —

（印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です（委任による代理人を除く。）。）

法務局（地方法務局・支局） 御中

第三十三号書式（第48条第2項関係）閲覧申請書

第三十三号書式（第48条第2項関係）閲覧申請書

閲覧申請書

閲覧の目的
(利害関係)

閲覧しようとする関係書類及びその部分

上記のとおり閲覧を申請します。

年 月 日

申請人（供託者）

住 所

氏 名

（会社法人等番号（任意）） — —

（印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です（委任による代理人を除く。）。）

法務局（地方法務局・支局） 御中

第一号様式（第13条第1項関係）地代・家賃弁済金錢供託の供託書

第三十四号書式（第49条第2項関係）証明申請書	
証 明 申 請 書	
<p>証明申請の目的 (利害関係)</p> <p>証明を申請する事項</p> <p>上記のとおり証明を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>申請人(供託者)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(会社法人等番号(任意))</p> <p>(印鑑証明書を添付するときは、押印が必要です(委任による代理人を除く。))</p> <p>法務局(地方法務局・支局) 御中</p>	

第二号様式（第13条第1項関係）裁判上の保証及び仮差押・仮処分解放金の金銭供託の供託書

第三号様式（第13条第1項関係） 営業保証金の金銭供託の供託書

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	10010	10011	10012	10013	10014	10015	10016	10017	10018	10019	10020	10021	10022	10023	10024	10025	10026	10027	10028	10029	10030	10031	10032	10033	10034	10035	10036	10037	10038	10039	10040	10041	10042	10043	10044	10045	10046	10047	10048	10049	10050	10051	10052	10053	10054	10055	10056	10057	10058	10059	10060	10061	10062	10063	10064	10065	10066	10067	10068	10069	10070	10071	10072	10073	10074	10075	10076	10077	10078	10079	10080	10081	10082	10083	10084	10085	10086	10087	10088	10089	10090	10091	10092	10093	10094	10095	10096	10097	10098	10099	100100	100101	100102	100103	100104	100105	100106	100107	100108	100109	100110	100111	100112	100113	100114	100115	100116	100117	100118	100119	100120	100121	100122	100123	100124	100125	100126	100127	100128	100129	100130	100131	100132	100133	100134	100135	100136	100137	100138	100139	100140	100141	100142	100143	100144	100145	100146	100147	100148	100149	100150	100151	100152	100153	100154	100155	100156	100157	100158	100159	100160	100161	100162	100163	100164	100165	100166	100167	100168	100169	100170	100171	100172	100173	100174	100175	100176	100177	100178	100179	100180	100181	100182	100183	100184	100185	100186	100187	100188	100189	100190	100191	100192	100193	100194	100195	100196	100197	100198	100199	100200	100201	100202	100203	100204	100205	100206	100207	100208	100209	100210	100211	100212	100213	100214	100215	100216	100217	100218	100219	100220	100221	100222	100223	100224	100225	100226	100227	100228	100229	100230	100231	100232	100233	100234	100235	100236	100237	100238	100239	100240	100241	100242	100243	100244	100245	100246	100247	100248	100249	100250	100251	100252	100253	100254	100255	100256	100257	100258	100259	100260	100261	100262	100263	100264	100265	100266	100267	100268	100269	100270	100271	100272	100273	100274	100275	100276	100277	100278	100279	100280	100281	100282	100283	100284	100285	100286	100287	100288	100289	100290	100291	100292	100293	100294	100295	100296	100297	100298	100299	100300	100301	100302	100303	100304	100305	100306	100307	100308	100309	100310	100311	100312	100313	100314	100315	100316	100317	100318	100319	100320	100321	100322	100323	100324	100325	100326	100327	100328	100329	100330	100331	100332	100333	100334	100335	100336	100337	100338	100339	100340	100341	100342	100343	100344	100345	100346	100347	100348	100349	100350	100351	100352	100353	100354	100355	100356	100357	100358	100359	100360	100361	100362	100363	100364	100365	100366	100367	100368	100369	100370	100371	100372	100373	100374	100375	100376	100377	100378	100379	100380	100381	100382	100383	100384	100385	100386	100387	100388	100389	100390	100391	100392	100393	100394	100395	100396	100397	100398	100399	100400	100401	100402	100403	100404	100405	100406	100407	100408	100409	100410	100411	100412	100413	10041
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

第四号様式（第13条第1項関係）その他の金銭供託の供託書（平成法第13・金銭、平成法第3・支元法第11・一般規定）

支払額（○×万円）		期日（西暦）		口座番号（西暦）		保証料（西暦）	
支	付	年	月	年	月	年	月
支払方法		支払方法		支払方法		支払方法	
現金		現金		現金		現金	
預金		預金		預金		預金	
定期預金		定期預金		定期預金		定期預金	
預り金		預り金		預り金		預り金	
預り物		預り物		預り物		預り物	
現物		現物		現物		現物	
その他		その他		その他		その他	
備考欄							

第五号様式（第13条第1項・第3項関係）裁判上の保証のための有価証券供託又は振替国債供託の供託書

支払額（○×万円）		期日（西暦）		口座番号（西暦）		保証料（西暦）	
支	付	年	月	年	月	年	月
支払方法		支払方法		支払方法		支払方法	
現金		現金		現金		現金	
預金		預金		預金		預金	
定期預金		定期預金		定期預金		定期預金	
預り金		預り金		預り金		預り金	
預り物		預り物		預り物		預り物	
現物		現物		現物		現物	
その他		その他		その他		その他	
備考欄							

第六号様式（第13条第1項・第3項関係） 営業保証のための有価証券又は振替国債供託の供託書 第七号様式（第13条第1項・第3項関係） その他の有価証券供託又は振替国債供託の供託書

第八号様式（第13条第1項・第3項関係）供託書（継続用紙・供託者）

第九号様式（第13条第1項・第3項関係）供託書（継続用紙・被供託者）

(1) お名前	佐々木 一郎
(2) 性別	男
(3) 年齢	35歳
(4) 職業	会社員
(5) 勤務地	東京都渋谷区
(6) 電話番号	03-1234-5678
(7) メールアドレス	sozai@sozai.com
(8) 会員登録用	<input type="checkbox"/>
<input type="button" value="登録"/> <input type="button" value="戻る"/>	

第十号様式（第13条第1項関係）供託書（継続用紙・供託有価証券）

第十号様式（第13条第1項関係）（平15法省令60・企改、平20法省令3・一部改正
相手書（株式会社・個人名前等）

第十一号様式（第13条第1項・第3項関係）供託書（継続用紙・その他）

第十一号様式（第13条第1項・第3項関係）（平15法省令80・金政、平20法省令3・一部改正）
併記載（准拠用紙、その他）

